

内部公益通報に係る調査結果への対応について

令和 6 年 6 月の内部公益通報に基づき行われた調査結果について、事案検証及び再発防止策の検討を行ったため、以下のとおり報告します。

1 概要

- 児童福祉司指導措置（行政処分）の手続において、対象者の意向に反しているにも関わらず、児童福祉審議会の意見を聴取していなかった。
- 児童、保護者及び関係機関からの相談等に対して、児童相談所内で十分な検討を経ずに対応を決定した事例が散見された。

2 再発防止策

- 児童、保護者に児童福祉司指導措置等に対する意向確認を確実に行うとともに、記録用様式を変更し、確認した内容を遺漏なく記す。
- 児童、保護者及び関係機関からの相談等に対して、子どもの最善の利益の観点から係内で十分に対応を検討するとともに、必要に応じて児童相談所内で協議を実施することを徹底する。
- 児童福祉分野に精通している専門家による職員向けの研修及び、児童相談所業務への指導助言を実施する。
- 上記研修に加え、ICT 技術等を活用した業務遂行を可能とすることで、職員の専門性の向上を図り、児童等に寄り添ったケースワークを推進する。